

議案第26号

職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例中一部改正の件

職員の懲戒に関する手續及び効果に関する条例を次のとおり一部改正しようとする
ものであります。

令和2年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の懲戒に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第27号）の一部を次
のように改正する。

第5条第1項中「6ヶ月」を「1年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

説 明

人事院規則第2条の規定に準拠し、現行の停職期間上限を延長するため、本条例を
改正しようとするものであります。

職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(停職の効果) 第5条 停職の期間は、1日以上 <u>1年</u> 以下とする。 2～4 一略一	(停職の効果) 第5条 停職の期間は、1日以上 <u>6ヶ月</u> 以下とする。 2～4 一略一
<u>附 則</u> この条例は、令和2年7月1日から施行する。	